

会 議 録

会議の名称	第3期 小金井市地域自立支援協議会 (第20回)
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、地域生活支援センターそら
開催日時	平成26年2月25日(火) 午後2時00分から午後4時00分
開催場所	前原暫定集会施設 A会議室
出席者	【委員】 矢野典嗣委員(副会長)、馬場利明委員、中村悠子委員 森田純司委員、森田史雄委員、赤木敏一委員 水野元子委員、江澤和江委員、堀池浩二委員 【事務局】 自立生活支援課障害福祉係長 藤井知文 自立生活支援課相談支援係長 高田明良 自立生活支援課障害福祉係主任 北村奈美子 地域生活支援センターそら 荻塚 明
傍聴の可否	可
傍聴者数	0人
会議次第	別紙会議録のとおり
会議結果	別紙会議録のとおり
提出資料	添付のとおり

第 3 期 第 20 回小金井市地域自立支援協議会 議事要旨

日 時：平成 26 年 2 月 25 日(火) 14：00～16：00

場 所：前原暫定集会施設 A会議室

出席者：協議会委員 9名

自立生活支援課障害福祉係長

自立生活支援課相談支援係長

自立生活支援課障害福祉係主任

地域生活支援センター そら 1名

配布資料 1：防災・災害対策について（まとめ）

（別紙：視覚障がいのあるひと、聴覚障がいのあるひと、グループホーム生活者のニーズ）

2：第 3 期地域自立支援協議会 活動経過報告

3：平成 25 年度版 東京都内の地域自立支援協議会の動向

4：調布市ワーキング部会（ドルチェ部会）傍聴報告

5：平成 25 年度 多摩地域自立支援協議会交流会

6：小金井市児童発達支援センター運営協議会の方針

7：調布市自立支援協議会ワーキンググループ会議傍聴報告

1. 開会

事務局 (藤井係長)	開催にあたり、配布資料（資料 1～7）の確認。資料 7 については、ボーバル委員の調布市地域自立支援協議会ワーキンググループ会議の傍聴報告だが、本日ボーバル委員は欠席なので、報告なしで資料だけの提出と代えさせていただきたい。
矢野副会長	調布市地域自立支援協議会ワーキンググループ会議にて当日配布された資料を回覧するので目を通していただきたい。
事務局 (藤井係長)	本日は高橋会長、大久保委員、ボーバル委員、鈴木委員から欠席の連絡をいただいている。また会長欠席に伴い、本日は矢野副会長に会長職を代行していただくので、よろしく願いしたい。それでは、矢野副会長お願いする。

2. 議題

(1) テーマ別検討 防災・災害対策について②

矢野副会長	本日の会議は、出席者 9 名となり、本協議会は成立。 議題(1)のテーマ別検討、防災・災害対策について②である。担当の委員の方、発表をお願いする。
森田史雄委員	資料 1 参照。防災・災害対策についての第 3 期まとめである。1 番に、前回

	<p>の地域自立支援協議会においても資料 2 として配布したもののだが、2012 年 11 月 21 日の地域自立支援協議会で「討議から見えてきた障がい者の防災・災害対策のポイント」として高橋会長がまとめていただいたものをそのまま添付した。この資料のポイントの中には既に解決したものがある。例えば「対象」のところの精神障害者については、小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱で追加されている。</p> <p>前回の地域自立支援協議会において意見が出されたが、子どもなどのその他の方々についても対象にしていただきたいという話があった。また、一番下に書いてあるが、学校が避難所となるため、教育委員会との連携が不可欠であるという話も前回出された。それらを含めてこの資料をまとめの一つにさせていただいた。</p> <p>資料 1 の 1 ページに戻り、2 番の障がい別災害時の支援ニーズについて、肢体不自由のあるひとのニーズについては赤木委員、精神障がいのあるひとのニーズは私、森田史雄委員、視覚障がいのあるひとや聴覚障がいのあるひと、グループホーム生活者のニーズについては森田純司委員、人工呼吸器を使用するひとのニーズは江澤委員から報告させていただく。かなり具体的で、検討していただきたい内容ばかりである。</p> <p>3 番は、第 3 期としての結論だが、後ほど皆様方で協議していただきたいと思う。今日は、委員の欠席が多く人数が少ないのでまとめられない場合は、来月に総まとめとして提案させていただきたい。</p> <p>最初に、肢体不自由なひとのニーズについて赤木委員に報告していただく。資料 1 の 3 ページ参照。</p>
赤木委員	<p>第 20 回地域自立支援協議会防災・災害対策について、肢体不自由のあるひとのニーズ。以下の例は、身体障がいを主にしたものだが、究極の要求と念願になる。</p> <p>①として、車椅子使用者の場合移動中に道路の障害物に不安を感じる。車椅子は前輪が小さいので、2 センチほどの段差でも、場合によっては乗り越えられないという危険性がある。また、ガラスの破片などでタイヤに亀裂が生じる等、パンクの恐れが考えられる。</p> <p>②として、一時避難場所にはスロープが必要、無いと建物の中に入れない心配がある。入ったとしても避難所には体調不良で寝ている人も居るところを車椅子で走り回るのは気が引ける。できれば重度障がい者用の部屋を用意してほしい。</p> <p>③として、</p> <p>ア トイレ問題が重要、便器に背もたれが無いと非常に困る。</p> <p>イ トイレに手摺の確保が必要、無いと安全に使用できない。</p> <p>ウ 小金井市には障がい者用災害時緊急トイレがあるはずだが、車椅子で左右両方向で使用可能になっているのか。以前、試しに見た時は片方からは不可能だった。また、足を伸ばしたまま固定されている障がい者が利用した時、手摺が邪魔で使用できなかった経緯がある。この点は改良されたのか検証が必要で</p>

	<p>ある。左右両方から便器が利用できることが求められる。</p> <p>エ 重度障がいの場合は常に付添人が必要で、それに対するスペースはどうか。</p> <p>オ 視覚障がい者や聴覚障がい者の場合は特に付添人が必要である。ボランティアが必要ということである。避難する瞬間からパニック状態になると思われる。援助の対策はいかがか。</p> <p>カ 盲導犬を同伴の場合はどう考慮するか。</p> <p>キ 階段のある住宅からの脱出は、手足が不自由では急いでの行動が不可能、対策を願う。</p> <p>ク 人工心臓使用者は、携帯電話の電波で体調を崩す人もいる。これも考慮が必要である。以上のようなことをまとめた。</p>
<p>森田史雄委員</p>	<p>引き続き資料 1 の 4 ページ参照。「精神障がいのあるひとのニーズ」</p> <p>1.精神障がい者の特徴</p> <p>服薬と安定した環境により精神状態が安定しているが、服薬を中断すると症状の悪化や再発する可能性が大きい。特に災害等環境の変化でストレスが大きいほど再発の傾向が助長される。</p> <p>東日本大震災発生時や余震の度にパニックを起こし一人では行動できなくなった事例が小金井市でもあり、大災害時に一人では避難できない場合が考えられる。また、大規模地震により家屋が倒壊したり火災が発生して避難した場合は、薬を持ち出せないことも考えられる。</p> <p>従って、避難所に滞在せざるを得ない場合、症状の悪化や再発を最小限に抑えるために早期の服薬と安定した環境の確保及び避難が長期に亘る場合はメンタルヘルスケアが重要となる。</p> <p>2.平常時の準備</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱（第 2 条）で「精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級である者」が対象となった。 ・平常時の名簿利用と災害時の名簿利用について、その違いを要支援者本人が理解し、要支援者名簿使用同意の有無は、要支援者本人から直接確認することが必要である。 <p>(2) 地域支え合いマップの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等以外に、精神障がい者が特に必要とする薬の確保に関する情報も記載する。 <p>(3) 個別支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予め支援者を特定すると共に、薬に関する本人情報を必ず記載する。 ・避難訓練を実施し、その際支援者と薬の携帯を確認する。 <p>3.災害時の対応</p> <p>(1) 緊急避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所へ支援者と避難し、自宅に戻れない場合は避難所に滞在し、更に必要時は福祉避難所へ移送する。 ・薬を携帯しなかった場合や薬がなくなった場合は、できるだけ早く医療救

	<p>護所や医療機関等から薬の提供を受ける。小金井市地域防災計画の中に薬の確保に関して、どこでどのように対応するのかを具体的に明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人孤立させないことが大切であり、支援ネットワークにより支援する。 <p>(2) メンタルヘルスケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難が長期に及ぶ場合は医療機関により継続的に精神医療を受ける。
<p>森田純司委員</p>	<p>別紙で配布した資料「視覚障がいのあるひと、聴覚障がいのあるひと、グループホーム生活者のニーズ」参照。</p> <p>視覚障がいのある人と聴覚障がいのある人、グループホーム生活者のニーズだが、地域自立生活支援センターにおいてピアカウンセリングの実施のときに、各障がい団体の方に依頼をかける関係で障がい団体との関わりがある。災害についての意識調査をしたことがあり、その意識調査に基づいた内容をこの報告書に記した。</p> <p>1.視覚障がいのあるひとのニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時移動支援（仮）の必要性の共有。災害時に移動すべきか在宅なのか迷ってしまう。 ・視覚障がい者にとって音情報は大変重要だが、防災無線が聞き取れないという問題がある。 ・建物、地域、避難場所、避難所等において掲示板に情報を書かれても読めない。 ・独居のひとへの障がい特性に合わせた個別の配慮、支援が必要。 ・在宅避難者への避難生活プラン（仮）の検討。 ・災害時移動支援者（仮）の養成や周知。 ・情報伝達の多様化に向けた受信メールを読み上げる携帯電話の使い方の演習等の研修の実施。 ・地域もしくは地区別の支援体制づくり研修や訓練の実施支援、ネットワーク構築。 <p>2.聴覚障がいのあるひとのニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井 安全・安心メール等を災害時視覚メディアとして多様に活用できるか検討。 ・避難所における情報保障にかかる備蓄品の確保。特に暗闇では情報を得ることができない。（電光掲示板、懐中電灯・ランタン電灯、ホワイトボード、スケッチブック、A4用紙、クリップボード、ホワイトボード用マーカー、スケッチブック用マジック、電池） ・帰宅困難者となった聴覚障がいのあるひとに対する支援の必要性の共有と支援の体系化。 ・災害時の情報伝達支援者等（仮）の養成研修の実施。 ・地域もしくは地区別の支援体制づくり研修や訓練の実施支援、ネットワーク構築。

*災害時には感覚器に障がいのあるひと、脳機能に障がいのあるひと等の情報伝達要支援者等（仮）を包括的に支援する地域づくりに向けた教育・実践・普及活動の展開が必要である。

3.グループホーム生活者のニーズ

- ・市内の障害者総合支援法における共同生活援助の利用者は、災害時要援護者もしくは避難行動要支援者に登録されない。生活の場の機能が損壊するような大規模災害時には、共同生活援助等の利用者が避難生活を余儀なくされる。この時に形式要件から漏れた障がいのあるひとが、不利益を受けたり、避難生活支援・対策の整備が足りずに尊い命が失われるようなことがないように、共同生活援助等の利用者を災害時要援護者もしくは避難行動要支援者に準ずるよう配慮者とする（案）。
- ・小金井市は、障がい福祉分野のグループホームが多い地域であり、この地域特性に合わせた地区別の支援体制づくり研修や訓練の実施支援、ネットワーク構築が必要になる。

4.小金井市地域防災計画について

- ① 第3部第10章災害時要援護者支援対策 第1災害時要援護者の安全対策 1 災害時要援護者名簿活用による対応について
 - ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」内閣府（防災担当）平成25年8月における要配慮者、避難行動要支援者について、地域の実情や障がい特性に合わせて情報伝達要支援者（仮）やグループホーム利用者等の災害時要援護者に準ずる人として、災害の発災・情報伝達・避難行動・移動支援・避難生活・医療的ケア等の個別の配慮ができるような福祉ニーズの把握に努める。
- ② 第3部第10章災害時要援護者支援対策 第1災害時要援護者の安全対策 2 安否確認と福祉ニーズの把握について
 - ・市内の障がい者団体の災害対策委員会等や小金井市地域自立支援協議会との連携・ネットワークによる障がいのある方の災害対策の個別ニーズの抽出と共有から地域の福祉力の向上を目指したい。
- ③ 第2部第6章第3節第4事業所と自主防災組織との連携について
 - ・事業者等と自主防災組織及び周辺住民と小金井市地域自立支援協議会との連携を強め、地域の協力体制づくりを推進する。
- ④ 第2部第6章地域防災力の向上 第4節第2大学と自主防災組織の連携について
 - ・大学等と自主防災組織及び周辺住民と小金井市地域自立支援協議会と

	<p>の連携を強め、地域の協力体制づくりを推進する。</p> <p>⑤ 第3部第9章避難者対策 第2節避難場所、避難所等の指定 第3避難所等の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「身近な福祉避難所等の指定」 <p>災害時に障がいのあるひとの負担軽減を図るため、合理的な配慮として一時的な受け入れ保護のための条件の良い専用スペースとして私立小中学校等の校舎を指定している。(案)</p>
江澤委員	<p>パワーポイントの資料を使って報告をする。併せて資料1の5ページ「人工呼吸器を使用するひとのニーズ」参照。</p> <p>背景と特徴として、平成23年3月に発生した東日本大震災、それに続く計画停電の経験から人工呼吸器を使用した医療依存度が高い方に対する対策が重要だと明らかになった。</p> <p>医療機器の多くは電源が必要なことから、電力供給の停止がそのまま命の危険に直結する事態に成り得るということもあるので、災害時要援護者の中でも特に支援の緊急性が高く、その特殊性を踏まえた対策が必要である。</p> <p>東京都は平成24年度から災害時人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を市役所や関係機関と連携して作っているところだが、その中から見えてきた課題について報告させていただきたいと思う。</p> <p>東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針・個別支援計画作成の手引きにおいては、基本的には支援の主体である市町村が関係機関と協力して、在宅個別支援体制を確保することとなっており、内容は平常時から準備しておくことや予測される災害の対応などが書かれている。</p> <p>平常時からの準備に関しては、いろいろな関係機関からの情報提供を受け、各区市町村は把握集約機関を設置し情報の把握に努め、災害時に対応ができるようなシステムが必要である。人工呼吸器使用者については、いろいろな状況を把握しておく必要があり、一人一人準備がどの程度できているかを確認していかなければならない。</p> <p>停電のときは人工呼吸器の内蔵バッテリーでどの程度の時間作動できるのか、停電が長引きそうなきはどのようなことをしたらいいのか等を確認していく必要がある。</p> <p>災害時個別支援計画作成をどのように進めていくかについては、最初に療養者やご家族の方へ説明し同意をいただく。それから、在宅で支援をしているコアになるメンバーで計画の原案を作り、それを基に在宅カンファレンスを行い確認していく。そして随時、あるいは定期的な見直しをしていくという流れになっている。</p> <p>支援計画作成の具体例</p> <p>事前調整</p>

- ① 療養者・ご家族へ
「災害時個別支援計画」作成の説明と同意
- ② 各市担当者・支援機関への説明と協力依頼
(主治医・訪問看護ステーション・ケアマネジャー等)
- ③ 計画策定の日程調整
- ④ 計画の原案づくり (コアになるメンバーで案を作成)

在宅カンファレンス

- ① 市の防災情報の共有
 - ・ハザードマップ、避難所の確認、市の要援護者対策など
- ② 連絡方法の確認と実施
 - ・緊急連絡網と連絡順序の確認
 - ・伝言ダイヤルの練習など
- ③ 準備物品・機材の確認
 - ・薬必要物品の準備状況 (1週間分の確保など)
 - ・呼吸器などの設定情報・服薬内容の情報
 - ・療養室内の転倒防止 など
- ④ 医療機器の電源確保の状況の確認
 - ・呼吸器、吸引器等の停電時の作動時間の確認
 - ・自家発電機の作動練習
 - ・日常使用していない充電式吸引器等の使用練習 など
- ⑤ 発災時の具体的支援について
 - ・専門的支援：いつどの時期に支援に入れるか
 - ・日常生活の支援：近隣や友人等の協力の有無 など
- ⑥ 発災時の療養者・家族の行動の意向
 - ・在宅で過ごすか避難所へ避難するか
- ⑦ その他の不安事項について
 - ・災害の種類による対応の想定：地震、火事、風水害、停電など
 - ・在宅避難が無理になった時の対応 (病状変化など)
- ⑧ 今後の計画の見直し時期と方法

事後調整 → 定期的な見直しへ

療養者・家族の同意のもと、個別支援計画を関係者で保管・共有

見えてきた課題

(1) 対象者の把握とリストの作成

利用する制度により担当部署が異なるため、人工呼吸器を使用している人全数を把握し集約できる方法の検討

(2) 庁内連携

上記(1)の理由により、担当部署が複数にまたがるため、担当部署

	<p>の連携やケース担当者の決定</p> <p>(3) 防災計画 地域防災計画に基づく災害時要援護者対策の一環として取り組む必要性</p> <p>(4) 安否確認 情報伝達方法、情報集約機関への伝達、家族へのフィードバックの方法</p> <p>(5) 電源 停電の長期化や代替電源が無くなった場合の対応として、市内のどこで非常用電源を使わせてもらえるか、充電場所の確保</p> <p>(6) 搬送 在宅避難が困難になった場合の入院先の調整や移送方法</p> <p>(7) 物資 在宅避難時の薬品や生活物資、地域情報の入手・伝達方法</p> <p>(8) 避難所 医療ニーズの高い方向けの福祉避難所の設置はできるか</p> <p>(9) 共助 外出の機会が無い、人工呼吸器使用を話していないなど、近隣や地域住民との付き合いが少ない方もいる。誰に相談するとどのような助けを得られるか、個人の努力だけでなく共助を推進する仕組みづくりの必要性</p> <p>(10) 進行管理 個別支援計画の定期的な見直しと調整者の必要性</p> <p>(11) その他の要援護者対策 難病以外の人工呼吸器使用者、人工透析、在宅酸素、吸引器等使用者への対策</p>
森田史雄委員	<p>今報告した4名の委員は1週間前の18日に集まり、どのようにまとめるか、地域自立支援協議会としてどのようなことを提案するかを打ち合わせた。</p> <p>資料1の3番参照。(1)は前回の地域自立支援協議会の時に、大澤総務部危機管理担当部長がオブザーバーとして出席していただき、平成25年6月の災害対策基本法改正に伴い、小金井市地域防災計画修正が行われているというお話があった。資料1の1番と2番の内容における小金井市地域自立支援協議会の審議内容を小金井市は、地域防災計画修正を進めるにあたって検討していただくということが一つである。</p> <p>(2)は少し観点が違うが、小金井市保健福祉総合計画があり、第5章の「計画の推進体制」は災害だけではないが、小金井市は、小金井市地域自立支援協議会と連携を図りながら、第1節「計画の推進に向けて関係機関との連携」および第2節「ネットワークの構築と相談・支援体制の強化」を行うことになっている。第3章「具体的な取組の推進」第4節③「災害時の備え」の計画に対して推進することになっている。</p> <p>(3)は第3期地域自立支援協議会で防災・災害対策について今までやってきたことは全てを網羅しているとは限らない。まだまだ不足分があり今後の検討が必要である。フォローと今後の再検討を考えて、子どもから老人まで全部関</p>

	わっていることでもあり、第 4 期においては防災災害対策について引き続き審議する場を設けていただきたい。
矢野副会長	ここまでの報告で質問等ありますか。
馬場委員	グループホームの入所者は要支援者に登録されないとの話だが、住所地なので登録されるのではないか。
森田純司委員	登録されない。小金井市の場合は、避難行動要支援者は、前回の地域自立支援協議会にて地域福祉課の小俣再任用職員から寮利用者や施設入所者は登録されないと説明があった。
馬場委員	小金井市手をつなぐ親の会で話があったのは、入所先では登録してくれるが、たまたま家に帰っていた時に発災した場合は登録されていないのでニーズとして挙げてきたので、てっきり入所先だと登録されているものだと思っていた。
森田純司委員	私の知る限りでは、共同生活援助、共同生活介護を利用されている方は共に施設入所者と準ずるような形で、仮に手を挙げていた場合でも登録されていない。
馬場委員	それは問題である。
森田純司委員	これには理由がある。安否確認をするのは民生委員で、6 千人以上の対象者を安否確認しなければいけない状況から考えると、寮の方には援助者がいて一次的に安否確認と避難行動の支援ができる。それはそれで正しいと思う。ただ、寮といえども、倒壊や焼失する場合があります、その後の避難生活ではどうなるかということが、まだ個別の支援計画の進捗の前の段階だと思うので、確認されていない状況。 地域自立支援協議会として、あるいはグループホーム連絡会をやっているので、支援者達は、その後一時避難場所に行った後は、要援護者、要支援者に準ずる利用者としてしっかりと受け取ってもらいたい。合理的配慮がある身近な福祉避難場所の提供や二次避難所、あるいは公共仮設住宅に集団で住めるような配慮をしていただきたい。一時避難所に入った後は要援護者、要支援者として位置付けていただくことが相当だろうと思う。
馬場委員	寮母さんがいない時間帯での被災もあるわけなので、最初の確認はなかなか取れないのではないか。
森田純司委員	そこも課題だと思っている。特に精神のグループホームは、夜はいません。知的のグループホームは、日中はいません。具合が悪くて残っている、あるいは土日で家に帰る。多様な生活をされている方もいるので、そういうことを考えると、最初から要援護者に入っているのもいいのではないかと今でも思うが、援助側の数に対することもあるので、一見してこの決定というのは理解ができるが、今後の方策としてフォローが必要だと思う。
矢野副会長	堀池委員、その辺はいかがか。
堀池委員	災害時要援護者対策の障がい等の担当課長としては、グループホームではまず支援者を見つけることが大変なことで、今、小金井市の場合は 1 人の支援者に対して 2 人の要援護者という位置付けで行っている。そのような中で、貫井南町ではモデル事業を行っているが、意識が高い地域でもなかなか難しいとい

	<p>う状況を考えると、優先順位として、1人暮らしや本当に支援者がいない方に対して支援者を付けていくということが妥当であると思う。そういった意味では、その後に倒壊などの状況で、どのようにしていくかが課題で、整理する必要がある。</p>
矢野副会長	<p>自立生活支援課で障がい者の名簿は持っていますか。</p>
堀池委員	<p>災害時要援護者の名簿は持っている。</p>
矢野副会長	<p>グループホーム入所者は名簿の中には入っていますか。</p>
堀池委員	<p>入っていない。あくまで避難行動要支援者の対象は身体障害者手帳1級又は2級、愛の手帳1度又は2度、精神保健福祉手帳1級又は2級である。全体の災害時要援護者の対象としての名簿は作られる。その中で、本当に支援が必要な避難行動要支援者は人数が少なく凝縮された方である。全体の対象者の中にはグループホームの方も入っていると思う。全体の名簿と避難行動要支援者の名簿は少し違う。</p>
森田純司委員	<p>名簿に入っていない事実を援助者も知っているの、どうにか、一時避難場所に行った時に、そこにいる福祉保健班の方に、名簿に代わる情報を渡せるようにしようという取り組みは実は地域で進んでいる。一括した情報を渡せると福祉避難班の方々も、要援護者に準ずる人達だと配慮していただけると望みが持てると思う。</p> <p>地域の取り組みとして、グループホームの連携支援をやり、10名から20名の方をまとめて、例えば、防災キットの中に寮の利用者の名前を入れてお渡しするなど、そのような形で工夫ができないかと思う。</p> <p>個人情報扱うのは、なかなか大変な問題だと思うので、今、市で展開している施策で、防災キットや日中他のところに行っている場合は、ヘルプカードのようなものを活用して、どうにか、一時避難場所に行き、担当の福祉避難班の方に、避難行動要支援者名簿に載っていないが準ずる方なのでよろしくと話をし、配慮をしていただくようなことが必要。今後の具体的な施策の一つにはなると思うので、地域自立支援協議会からこういったやり方があるということ提言できればと思う。</p>
矢野副会長	<p>何らかの形で、グループホームやケアホームに入所している要援護者に準ずる方々の名簿が、どこかで把握されている必要がある。</p> <p>グループホームそのものが倒壊した時に、何人そこにいるのかで、救助をどうするかという話になると思う。時間帯によっては打撃を受ける状況があるので把握の仕方は今後どうするか要検討である。</p>
堀池委員	<p>防災の話になると、時間、場所、倒壊したのか、していないのか、今後、住めるか、住めないかという切り口が多種多様すぎて、一つ一つ丁寧にこのような文章にできるのかはずっと課題である。第一次福祉避難所や通常の避難所と一時的福祉避難所と本当に必要な福祉避難所の住み分けも、頭の中では何となく分かるのだが、なかなか文章としては起こしきれていない。至急整理していかなければならない問題だと担当として認識している。</p> <p>私も防災訓練などいろいろ参加しているが、こういう時にはどうする、この</p>

	<p>人達はどうするなど、細かい整理をどのように積み上げていくかである。皆様からのご意見をいただきたい。</p>
矢野副会長	<p>大震災だけではなく、この間の想定外の大雪や大雨、ゲリラ豪雨で水害など一つ一つ考えても区別しないで、まずどのようなチェックをしたら良いか初動としてどうあるべきかを考えるべきと思う。また、地域には支援が必要ではないかと思われる住居もある。</p>
堀池委員	<p>空家対策は地域安全課が担当なので連絡していただければ何かしら対応がなされる。</p>
矢野副会長	<p>災害の時に一時的に初動はどうか、二次的対応はどうか、段階を追ってマニュアル化していくと良いと思う。</p> <p>特に障がいの種別が違っていると、ニーズが随分違うので、その辺に対する配慮など今後、防災の対策では作られる必要がある。</p> <p>医薬品はとても重要なので、医師会や薬剤師会とどのように連携して、薬の確保、調達をするのか。</p>
堀池委員	<p>乳幼児や子どもはどうするのかというと、子育て支援課の範疇になり、子どもの避難場所は保育課や保育園にお勤めの職員になる。各部、各課が災害時の計画の中で所掌を事務として持っているの、そこをきちんとしていくことが大切と思う。全体的なところは地域自立支援協議会として、声を大きくして投げかけていくことが大切。</p> <p>身体障がいの方だと、トイレの問題や場所の問題、広さの問題などは、本当に重要なことと思う。精神障がいの方であれば、服薬、薬の確保の問題。今回の人工呼吸器の関連については、小金井市役所だと健康課が所管になっている。人工呼吸器については、個別支援計画をかなり詰めている。</p>
江澤委員	<p>保健所も連携して進めている。</p>
堀池委員	<p>訪問し対応していますね。</p>
江澤委員	<p>はい。</p>
堀池委員	<p>地域自立支援協議会でまとめていただいたら、私から発信していく流れを作っていきたいと思っている。</p>
森田史雄委員	<p>全部ではないが、近隣の市の資料を取り寄せて調べてみた。高齢者、障がい者以外、難病者、乳幼児、妊婦、外国人が入っている市もある。例えば、障がい等支援班、高齢者等支援班、乳幼児妊婦等支援班と班別になっている。乳幼児妊婦等の支援の中には、保育士、看護師、栄養士、保健士が入っている。全部の市がそうなっているわけではないが、このような形もある。前回の地域自立支援協議会でも討議があったように、乳幼児や子どもも支援が必要であると思う。</p>
矢野副会長	<p>基本的に生活弱者と言われる人たちを統括的に支援していくか、守るかということだと思う。</p>
馬場委員	<p>質問ですが、人工呼吸器の充電は普通の市販の発電機で大丈夫ですか。</p>
江澤委員	<p>市販の発電機は、電圧の波があって難しい。</p>
馬場委員	<p>電圧が安定しない。</p>

江澤委員	医療機器の場合は正弦波とって、電圧が安定したものではないと駄目。
馬場委員	パソコンが使えるようなものでないと駄目なのですね。
江澤委員	安定した電気が得られる充電ステーションのようところが市の中にあると、もともと機械に付いている充電器を持って行き、充電をさせてもらい、また呼吸器に付けるということは可能です。
馬場委員	一般の町会で持っているものは全部駄目ですね。
矢野副会長	市の健康課でバッテリーを災害用で備蓄していることはないですか。
馬場委員	バッテリーは放電してしまうから備蓄できない。また、機器により形も違うから無理ではないだろうか。
江澤委員	機械により充電器は違うが、バッテリーを介して充電器に充電することはできる。
矢野副会長	使っているバッテリーの充電がなくなってきた時は、臨時的にそれを代用している間に充電をすることはできるであろうか。
江澤委員	医療機器に直接接続するものは正弦波でなければ難しいが、普通の発電機からバッテリーに充電することはできる。それを介して呼吸器の充電器に充電できると聞いている。
馬場委員	普通は、コンバーターのようなものは持っているのですか。
江澤委員	持っている方と持っていない方がいる。コンバーターがあれば、普通の発電機から充電器を介して安定したものを医療機器につなげることは可能と聞いている。ただ、これも種類が違ったり、いろいろな状況があると思うので、一概にはできるとは言えない。医療機器は精密な物なので個々に確認する必要がある。
矢野副会長	電圧が違うこともある。
馬場委員	市で特別に備蓄しているのであればともかく、市販のものを皆さんが持っているので、電圧は違う可能性がある。
矢野副会長	安定するコンバーターを持っていれば、それで積み替えができる。コンバーターを手配、確保しておくことでニーズが広がる。
森田史雄委員	家庭用で持っている方もかなり居る。酸素ボンベと発電機を各家庭で持っているようにした場合、なくなったら燃料を買って追加する。停電に備えて、持っている方がかなり多い。
江澤委員	それも正弦波でなければ、医療機器に付けてしまうと壊れてしまう。正弦波とって、安定したものでなければいけない。
森田史雄委員	酸素の機械とセットになっているものをみんな持っている。避難所にそれがあがるかが問題である。
矢野副会長	障がいにより個別に必要なものが違ってくるが、共用できるものは、保存できるものであれば、ストックして準備できるといい。
馬場委員	ガソリンがなくなれば終わり、20リットル持っていてどれくらいもつか。
矢野副会長	課題が浮き彫りにはなってきたが、もう少し議論していかないといけない。
森田史雄委員	第3期だけで全てではないので、第4期についても、審議継続する場が必要である。

矢野副会長	保健福祉総合計画の 148 ページに災害時の備えが出ているが、数行で書かれている中身だけでは足りない部分が幾つか出てきている。この辺についてもう少し見直した提言ができないといけない。3月にまとめができればいいと思う。
森田純司委員	<p>前回の地域自立支援協議会にて委員として報告をしたが、障がい分野の特性を一番把握しているのは、現場の職員、その集合体である地域自立支援協議会、それを所管している自立生活支援課だと思う。</p> <p>本体計画にある程度の文言が載せられるように地域自立支援協議会から自立生活支援課にお願いしたい。</p> <p>備蓄品、電源の確保や足踏み式の吸引器のようなものを各小学校に用意するとか、電源をとれるようにしていただくなど、本体計画に障がい特性のキーワードになるようなものを載せられるように地域自立支援協議会から具申したい。堀池委員のお力添えが必要である。</p>
堀池委員	地域安全課や各課から地域自立支援協議会に来て、いろいろお話や報告等をしていただいている。障がい施策についても認識は高く、逆に意見として聞きたいという部分もある。防災関連については地域安全課と話をしていきたいと思っている。
矢野副会長	<p>防災・災害対策については以上。</p> <p>議題（2）地域自立支援協議会の組織見直しについて⑥の議論に入る。</p>

（2）地域自立支援協議会の組織見直しについて⑥

堀池委員	前回の地域自立支援協議会で投げ掛けをさせていただいている部会のテーマ等について何かご意見があれば出していただきたい。会長から次回までに考えていただくように話があったと思う。
矢野副会長	第 4 期の地域自立支援協議会の組織が拡大する中で部会をどう作っていくかの議論になると思う。今日の防災・災害対策については、災害対策の部会を開いてはどうかということが、まとめとして一つ出ているが、その他はいかがだろうか。
馬場委員	相談支援部会は、各市ほとんど必須という形で置いているところが多いので、相談支援事業者もこれから増える中で、ネットワークを作って、そこから課題も出てくるだろうから、それを福祉施策につなげる部会を置いたほうがいいのではないかと考えている。
矢野副会長	高橋会長からは、児童発達支援センターができて、センターをどのように充実させていくか研修しながら、ネットワークをどのようにするかも含めて行ったらどうだろうかという話があった。
森田史雄委員	<p>就労支援部会があるが、生活において就労はとても重要である。生活あってこそその就労だと思うので、多くの自治体が就労支援と生活支援を両方一緒の部会でやっているところが多いと思う。私の意見としては、就労と生活支援のような部会はどうだろうか。</p> <p>障害福祉計画部会が挙がっていたと思うが、これについては一つの部会として作るのではなく、全体会で確認したらどうかと思っている。</p>

<p>矢野副会長</p>	<p>高橋会長からメールで連絡があり、権利擁護と保障部会はどうだろうかという意見が出されている。昨年12月に行った地域自立支援協議会で障がいの理解と普及啓発のところで、馬場委員から八王子市の条例の報告が出されていたが、障害者権利条約が今年1月に批准され、障害者差別解消法も法令化され、2016年に施行されるわけだが、それに則って小金井市としてどのように権利保障と擁護をしていくか、きちんと議論をし小金井市でも条例制定に向けた準備作業がそこでできたらいいのだがというご意見である。</p> <p>調布市の地域自立支援協議会を傍聴した時も、権利擁護と理解推進のような啓蒙はセットで検討されていて、来年度調布市では、具体的に地域自立支援協議会の部会として、どのように市民にアクションしていこうかというを議論していくという話であった。そのようなことをセットにして考えてもいいのではないかと思う。</p> <p>大きなテーマでくくらないで、2年間の計画の中で、どのように議論していくか、21名の委員になるので、三つの部会くらいがいいかと思う。</p>
<p>森田史雄委員</p>	<p>確認したい。当面は初年度の部会運営は、2つか3つで始めて2年目に増やすということもあり得ると思う。1年終わってみて考え直して、2年目は、また改めて部会を考えていくのか、2年間ずっと通して行くのか。</p> <p>参考意見として第3期の方が案を出して、第4期の新メンバーの委員で改めて最終決定されるか。手順をお聞きしたい。</p>
<p>矢野副会長</p>	<p>第3期地域自立支援協議会から、第4期地域自立支援協議会の構成の中では、このぐらいの部会で、このようなテーマでしたらどうだろうかという提案をする形である。</p> <p>第4期の委員が、このようにしたい、こういうテーマでやりたいという議論になれば、きっとそのようにならざるを得ないと思う。ここで決定したことで100パーセント縛りを掛けるということではない。ただ、大筋としては、そのような方向性でやっていただきたい、引き継ぎをしたいということである。</p>
<p>森田史雄委員</p>	<p>引き継ぎということで了解した。</p>
<p>矢野副会長</p>	<p>相談支援部会と発達支援部会は、相談支援と発達支援についてはずっと地域自立支援協議会の中で行ってきたテーマなので、それを引き継いでいただきたい思いは各委員持っていると思う。中身をどのようにしていくかという議論が、3月のまとめのときにできて引き継げると思っている。</p> <p>あまり部会の数が増えて分散してしまうと、福祉計画の策定と並行して走るとなると、全体会で十分議論できなくなるので、三つの部会ぐらいと思っている。1年間行って、1年間のまとめの中で枝分かれする部分が最後のテーマということはあるかもしれないと思う。</p> <p>もし、防災・災害対策の部会を置くとしたら、その意見の反映をどのような形で、市の防災組織につなげるかまで構想を持って行わないといけない。</p>
<p>森田純司委員</p>	<p>新しい地域防災計画の中には、内閣府が指定している避難行動要支援者の取り組みの中に、避難行動要支援者連絡会議の設置が努力義務となっている。今すぐにできるものではないが、このようなところに具体的な福祉ニーズを反映</p>

	<p>させるべきと思う。状況を把握しているのは地域自立支援協議会であり、委員の方だと思う。前の地域防災計画の第3部第10章の要援護者のところだが、第2に安否確認の福祉ニーズの把握がある。福祉ニーズの把握を本計画に織り込むのであれば、把握した情報をどんどん出していただけないのかと思う。</p> <p>実は、きょうの資料の2枚目のところに、いくつか入れてほしい内容を記した。例えば、第2部の事業所等自主防災組織および住民との連携が書いてあり、ここには地域自立支援協議会が入っていないのだが、案としてあえて入れてみると、事業所等と自主防災組織及び周辺住民と小金井市地域自立支援協議会との連携を強め、地域の協力体制づくりを推進する、あるいは大学等と自主防災組織及び周辺住民と小金井市地域自立支援協議会との連携を強め、地域の協力体制づくりを推進する、などと入れてみるのはどうか。会長が早い者勝ちのようなことを言っていた。</p> <p>文言が書かれるとなると、実現できるのではないかと思う。地域自立支援協議会自体がネットワークを組み、ニーズを把握してもらうための情報提供のような形で結び付くと、部会活動もとてもやりがいがあるものになる。</p>
矢野副会長	<p>地域防災計画作成メンバーに何人かの地域自立支援協議会の委員が関わることができればいいということですか。</p>
森田純司委員	<p>地域防災会議自体がトップダウンの会議であるとのことなので、その辺りは工夫が必要だと思う。</p>
矢野副会長	<p>防災に関する部会を立ち上げれば地域自立支援協議会で協議した災害対策を、防災計画作りに反映していただけるか、要検討である。</p>
馬場委員	<p>会議を立ち上げれば、そこに入るという手もある。どちらがより歩み寄るかである。</p>
森田純司委員	<p>具体的なところでやるべきである。</p>
矢野副会長	<p>大筋で就労と生活支援と権利保障と災害と発達支援、相談支援の五つぐらいが候補として挙がっているが、3月に三つに絞るということでも大丈夫だろうか。きょう絞って決めたほうがいいたらどうか。</p>
堀池委員	<p>今日は会長が欠席なので、持ち帰らせていただき、次回に決めたい。</p>
矢野副会長	<p>流れとしては、相談支援と発達支援があり、もう一つをどうするかということで要検討である。就労支援と生活支援は、相談支援の事例研究の中に含めてしまうということであれば、そのような柱立てにもなるかと思う。そうすると、2年間の中でどのような順序で、どのように検討していくかという順序立てができればと思う。災害対策と権利保障が、行政の中心部分の防災計画と、どのようにリンクさせられるか、自立生活支援課長からも検討していただきたい。</p>
堀池委員	<p>部会により少し細かく具体的に協議し、何かしら市の施策につながるように取り組みたい。ニーズを把握し、どの施策に優先順位を付けるのかを含めてご意見等いただくわけである。</p> <p>継続して再任してくださる委員は状況を把握しているが、新たに着任される委員はスムーズにはいかないと思う。毎月全体会があり、皆様は本当にお忙しい中で時間を割いて来ていただいているという認識が私にはあるので、次の仕</p>

	<p>事に追われて、資料も作らなければいけないなどと慌ただしい状況で進めるのではなく、もう少しゆっくり考え次の部会の準備などができたほうがいいのかと思う。時間を長く取りたいこともあるので部会は試行的には二つか、多くてももう一つ増やすぐらいと考えている。</p> <p>初年度で、部会体制については、いろいろな意見が出てくるはずである。次期の課題として抽出していただければと思う</p>
矢野副会長	候補としては、五つぐらい挙がっているの、検討いただくということによってよろしいだろうか。
馬場委員	提案ですが、もう一つを暮らし部会、生活部会など名前はともかく、そこでテーマを決めて、防災を2年やるのか、1年は防災をやって、その後に権利擁護の実際の合理的配慮については、どのような事例があるのか、もう一つは臨機にテーマアップする部会にしてはと思う。
森田純司委員	<p>馬場委員の意見に賛成で、例えば、災害時は究極の権利擁護と合理的配慮が必要になると思うので、「暮らし」の中に災害、またここで行われる配慮や権利というのはどのようなものがあるのかを語ることができればいいと思う。</p> <p>また、発達部会も、できれば生涯発達支援のような名前を付けていただくと、「成人」の方から加わりやすいので、文言の工夫などができて、部会立てができることを希望する。</p>
森田史雄委員	発達障害というのは若い人がベースにあって、その方がそのままずっと歳を取るというイメージだが、障がいは沢山あり、しかも、子どもから高齢者までが入るので、生涯発達という言葉を使うべきと思う。
矢野副会長	概ね三つの部会というところまでは、今日は合意したと確認してよろしいだろうか。また、高橋会長にも報告し相談していきたいと思う。組織の見直しでは、全体会と三つの部会ぐらいということで、第4期は進めたいと思う。
馬場委員	障害福祉計画自体は全体会でやるということでもいいですか。
矢野副会長	<p>全体会でいいと思う。</p> <p>では議題(3)第3期地域自立支援協議会まとめに向けてについての議論に入る。</p>

(3) 第3期地域自立支援協議会まとめに向けて

矢野副会長	<p>資料2参照。第3期2年間の活動がどうだったか、活動経過報告として、私が簡単にまとめてみた。第1回から次回3月の第21回で終わりになるが、大体このような協議内容で進んだと思っている。議事録や自分の記録メモなどを基に、テーマごとに議論されたことの要点整理をしたものを、2ページ目に項目だけ書かせていただいた。</p> <p>1 ページ目の活動経過報告のまとめ執筆担当のところに委員のお名前を案として書いた。3枚目の第3期小金井市地域自立支援協議会活動報告のフォーマットを使いテーマごとのまとめの報告書を書いていただきたい。それを次回3月の地域自立支援協議会で出し合い確認し、第3期の活動報告としたいという提案だがいかがだろうか。</p>
-------	---

馬場委員	自分が担当したところを書くのだろうか。
矢野副会長	担当した委員の名前を書いたのだが、ここはこの委員の方のほうがいいなどのご意見があればいただきたい
森田史雄委員	協議会の組織見直しについてが議題に入っているが、複数の委員がこれを含めて書くのだろうか。
馬場委員	この原文がそのままホームページに掲載されるということだろうか。
矢野副会長	そのままホームページにアップしようかと思っている。
森田史雄委員	固有名詞を入れてだろうか。
矢野副会長	固有名詞は削除できる。執筆担当は入れた方がいいだろうか。
馬場委員	いつもはどのように報告しているのだろうか。
矢野副会長	今までやったことはない。初めての試みである。冊子を出すときには、最終でこういう形が出る。冊子が無い期ではそのまま、記録として議事録だけしか載っていない。議事録だけより、こういう形で要点整理したほうがいいと思っている。皆さんにそれぞれ書いていただくように割り振ったがいかがですか。
馬場委員	議事録が残っているので書けないことはない。
水野委員	第9回と第10回を森田純司委員と相談させていただきたい。
森田純司委員	第9回、第10回、第11回を私が担当し、第15回、第16回を水野委員にお願いする。
水野委員	はい。
矢野副会長	では、それをお願いする。パソコンで打って、事務局へデータで送信していただければ、PDFにしてホームページにアップする。
馬場委員	分量はどのくらいですか。
矢野副会長	分量はこれ1枚、要点整理という感じでいいと思うので、課題整理がここできちんとされていて、次期へつなげる。 フォーマットの枠は上げたり、縮めたり自由に使っていただきたい。
森田純司委員	書き方の質問だが、例えば、中村委員第13回、第14回で、私は第9回、第10回、第11回の執筆担当だが、これは9回、10回、11回と分けたほうが良いのか、それとも、テーマでまとめてしまって1枚で良いのだろうか。
矢野副会長	1枚で良い。そのテーマで3回協議したことが、そこで書かれていればそれでいい。論点としては何が話され、課題として何が挙げたかが、箇条書きで書かれていれば十分だろうと思っている。記録をした方が感想など一言入れていただければ、議事録で課題が出ていた分はそこで盛り込んでいただければと思う。そのような書き方でよろしいだろうか。 2ページになっても構わない。
森田純司委員	了解した。
馬場委員	来期の協議会に向けて一言というのは書きにくい。
矢野副会長	どうしたらいいだろうか。
馬場委員	第4期地域自立支援協議会に向けて、委員に向けてのメッセージのようなものは書きづらいと思う。
江澤委員	来期の協議会に向けてというのは、テーマと少し違う内容になってしまう。

矢野副会長	課題解決に向けてだろうか。
馬場委員	部会もどうなるかわからない。
矢野副会長	<p>部会のテーマはこういう方向で提案しようということが、3月にできるだろうと思っている。では、課題解決に向けてと提案する内容でお願いします。</p> <p>協議内容、課題整理、課題解決に向けてという枠で書いていただくということによろしいだろうか。事務局から報告のフォーマットは訂正版を送ることとする。</p> <p>提出の締め切りは、次回地域自立支援協議会が3月18日（火）なので、1週間くらい見て、3月11日（火）を締め切りとする。</p> <p>今回は、それで報告をしていただき、来年度の課題のテーマの議論で終わりにしたいと思っている。</p>
水野委員	<p>まとめ執筆担当だが、森田純司委員と相談させていただき、第9回、第10回、第11回を水野が担当させていただき、第15回、第16回を森田純司委員が担当することに変更をお願いしたい。</p>
矢野副会長	入れ替わるのですか。
水野委員	はい。
矢野副会長	最後に面倒なお願いをし、私の一方的な提案で申し訳ない。ご協力のほどお願いしたい。ホームページにこの報告が載ると、小金井市地域自立支援協議会にとっては画期的なことだと思う。

(4) その他

一同	特になし。
----	-------

3. 報告

(1) 調布市ワーキング部会（ドルチェ部会）傍聴報告

矢野副会長	<p>調布市ワーキング部会の傍聴の報告である。資料4参照。調布市ワーキング部会ドルチェ部会を2月3日（月）6時半から8時半まで傍聴させていただいた。身体障がいの当事者が割と多い部会で編成されていた。ここではヘルパーの養成をするための調布市人材育成センターを27年度に調布市で開設し、どのように運営するかを、地域自立支援協議会のワーキング部会で議論を1年間したそうである。</p> <p>実際に介護現場で働いているヘルパー9名に来てもらい、ロールプレイをワーキング部会の方たちが実演して、それを受けてヘルパーに意見や感想を述べるというロールプレイ研修を1時間ほど行った。ロールプレイの研修の仕方を、今回の研修の進め方ということでプロセスレポートという用紙に事例1、事例2という形で書かれている。</p> <p>実際に、当事者の方とヘルパー役の方が演技をして、空白のところはそれぞれ見ていたヘルパーがメモをして、どのように感じているかを書き込みながら発表し意見交換して、何が課題であったかという議論をしている。実際に当事</p>
-------	--

	<p>者の方もそれに対して具体的に意見を述べながら、議論をしていた。</p> <p>ヘルパー養成では、ヘルパーの心得としていろいろな話をするが、当事者も交えて具体的な話をする機会がなかなかないので、調布市ではそのような場を作っていくということと、ヘルパーを上手に使うために、当事者も一緒に研修をすることで、ヘルパーと上手にコミュニケーションを取る方法を学ぶことができているのではないかと議論がされていた。</p> <p>この準備のために相当時間を費やし、1時間の研修のプログラムを作ったので、事務局の人は相当な時間を費やしていたであろう。</p> <p>この部会は理解啓発として、調布市の商店街の人を巻き込んで、障がい者と健常者が一緒に商店街でできることを考えるイベントを組みたいという構想を持ちながら、来年度につなげるとまとめている。</p> <p>調布市の所管課の課長が部会に出席しているし、時間のある他の部会の方が傍聴していた。傍聴者の立場なので発言はしないが、部会の人たちから意見を求められると、意見を出して交流はしている。このように他の部会の人にも関与し、相互理解が図れるようになっている。</p> <p>運営の仕方が面白いし、夜に開催できることがいいのだろうと思う。それにより当事者も出席できる。視覚障がいの方が出席していて、盲導犬を連れ、なおかつ移動支援のヘルパーが横に付いている。それから、電動車椅子の女性も移動支援の方が付いていて、その人がずっと横に居て、発言はしないがその会を聞いているという形であった。障がい当事者が多く参加していること、その人の移動支援などが保障されていることなどが配慮されていると傍聴していて感じた。地域自立支援協議会として、地元発信することを目論んでいるので、かなりアクティブな部会の運営の仕方だと感じた。以上。</p>
--	--

(2) 平成 25 年度多摩地域自立支援協議会交流会報告

<p>事務局 (荳塚)</p>	<p>資料 5 参照。1 月 29 日 (水) に立川市女性総合センター・アィムで行われた。例年行われているこの多摩地域自立支援協議会交流会に参加したのは、事務局藤井係長が第 1 部のみで、矢野副会長が第 2 部分科会のみ、事務局北村主任と私が 1 部と 2 部の両方出席した。資料 5 は当日の配布資料のコピーである。</p> <p>ページをめくっていただきたい。大ホールに集まり第 1 部が行われた。多摩総合精神保健福祉センターの宮崎氏が司会をやってくださり、心身障害者福祉センター所長の高木氏からご挨拶いただいた。本年度末までに多摩地区全ての市町村で地域自立支援協議会の設置が完了するとのことである。</p> <p>この交流会は交流が目的で、各地域それぞれの自治体関係者の方の情報発信を主目的とする会ということである。資料 3 の平成 25 年度版東京都内の地域自立支援協議会の動向が参加者全員に配られ、高木所長から概要説明があった。</p> <p>ご挨拶のもう 1 人は東京都自立支援協議会副会長の高沢氏からいただき、昨年 12 月 12 日 (木) に狛江市にて行われた第 5 ブロック交流会について話があった。第 5 ブロック交流会には森田純司委員とボーバル委員が出席した。高沢副会長からは高い目標を掲げて、数字を語るよりも、自らの地域で何をしてい</p>
---------------------	--

るのかを発信してほしいという話があった。

東京都自立支援協議会の今年度のテーマ「障害者総合支援法における相談支援のしくみと人材育成を東京で実のあるものへ、その課題を考える。」というテーマについて説明があった。

その後、休憩をはさみ、第 1 部の話題提供では東大和市の地域自立支援協議会会長の海老原氏と東久留米市障害福祉課福祉支援係長の青木氏の 2 人から話があった。資料に、2 人の話題提供の詳しい内容が載っているので、ご覧になっていただければと思う。

東大和市の話題提供者の海老原宏美氏は、身体障がい者当事者の方だが、自立支援協議会の会長と自立生活センター東大和の理事長をやっている。計画相談支援については自らが相談支援専門員として具体的に携わっている。また、自立生活センターはどのようなものか説明があり、全国に 120 カ所程あり、権利擁護やピアカウンセリング、自立生活プログラムなどを主に行っている組織である。

海老原氏ご自身は当事者で、12 年前に東大和市に転入され、その当時から自立生活センターの職員として活動されている方である。自立支援協議会の会長に着任されていることもあり詳しいお話をいただいた。

東大和市の地域自立支援協議会は、2010 年 3 月に設立され未だに部会は二つである。部会以外に計画相談支援事業所連絡会というものがあり、そちらでもさまざま連携を図っているとの説明があった。詳しくは、この冊子を見ていただきたい。

当事者として、昨今の話題提供があり、町のバリアフリー化の一つでバスのスロープの話があった。最近スロープ付きのバスが出始めたが、当事者としてかえって不便だということだった。なぜかという、全面的にバリアフリー化されたわけではなく、多くのバスの中のごく一部なので、スロープバスが無かった時には、運転手や乗客の方が降りてきてくれ車椅子ごと担いで入れてくれたのだが、スロープバスが少し導入され、運転手は止まるけれども、スロープバスが来るからそちらに乗ってくださいと言ってパスされてしまうとのこと。駅には 100 パーセントはエレベーターが付いてないし、世間のバリアフリーは中途半端だとの話。日本全国どこでも同じだろうと思うが、そのような課題を投げ掛けていた。

東久留米市障害福祉課係長の青木氏から話題提供があった。東久留米市地域自立支援協議会は設立が平成 24 年 10 月で、まだ日が浅く 1 年と少しである。部会が住みよい町作り部会と相談支援部会の二つだけで、委員は 16 名いる。住みよい町作り部会は委員から 7 名、外部から 5 名、計 12 名で部会運営をやっている。平成 25 年度は 3 回の部会を行い、アンケート調査を実施してヘルプカードを発行し今年度の部会は終了したとの話があった。

相談支援部会は、委員から 8 名、事業所から 5 名の計 13 名の部会メンバーで、平成 25 年度は計画相談をどうするかということテーマアップしてやっているそうである。資料の最後のページに、東久留米市の具体的な数字、計画相談の

	<p>対象件数が載っていて、まだ1年と少しなので、どのような経緯で自立支援協議会が立ち上がったか、大まかなことが書かれている。</p> <p>東久留米市の青木氏の話では、児童福祉法の対象については136名のうち10名が導入済みとなっている。これは市の直営施設があるのでやりやすいというお話があった。当然、今後は計画相談の件数をこなさなければならないとの話があり、これから事業所の増設を予定しているとのことである。</p> <p>行政の立場としては、事務処理も見直しをして、これから事業所がやりやすいように簡素化したいとの説明があった。</p> <p>以上が第1部になる。第2部は、分科会が三つに分かれており、計画相談と社会資源、地域相談支援になっていた。計画相談の分科会には小金井市からは出席していない。社会資源は矢野副会長と北村主任が出席し、私が地域相談支援に出席した。</p> <p>矢野副会長から分科会について何かありますか。</p>
<p>矢野副会長</p>	<p>社会資源の分科会に参加した。1時間弱だったので、出席者の自己紹介と交流会に参加した課題や意識等の話だけで、1人3分で話をしていても半分以上終わってしまい議論が進まず、それぞれの状況を話して終わってしまった。</p> <p>資源が沢山ある所と無い所の差、また、やりたくてもできないということも含めて、各自治体間の温度差や課題の格差が広がっているという気がした。</p> <p>障がい当事者の方も何人か出席していて、肢体不自由の方は自分の支援計画を自分たちで作っているの、それをベースにして計画を立ててもらえれば、別段、相談支援センターの業務は大変ではないのではとさざっと言ってる方もいた。肢体不自由の場合はそのような部分もあるのだろうか。</p> <p>モニタリングを定期的に行わなければならないということを考えると、相談支援事業所のレベルアップが必要だろうし、具体的にケアをする支援機関との連携は地域のネットワークを作らなければいけないという話で終わっている。</p> <p>それぞれの分科会の議事録が出ると思うので、出たら皆さんに印刷してお渡しできるようにしたいと思う。本当に交流で終わってしまい、少し物足りない気がした。</p>
<p>事務局 (北村主任)</p>	<p>社会資源のグループに参加させていただいた。社会資源の活用と連携というテーマではあったが、なかなか資源の開発までは至っていない他市の状況があり、テーマは地域自立支援協議会をどのように行っているかという情報共有で終わったような感じがある。最後に教育の連携がテーマになり難しいことがよく分かった。いろいろ他市の事例を聞くことができ勉強になったので今後も参加していきたい。</p>
<p>事務局 (菰塚)</p>	<p>地域移行・地域定着の分科会に出席した。通常地域移行というと精神障がい者の長期入院者が圧倒的多数なので対象となるが、今回の分科会は、たまたま知的障がい、身体障がいの関連の方が多く出席されていたので、とてもレアなケースで都外施設からの地域移行の話が聞けて、とても勉強になった。</p> <p>地域移行の範囲拡大ということで、保護施設と矯正施設も来年度から地域移行の対象となることが座長から話があった。</p>

矢野副会長	このような機会にまた交流ができるといいと思う。他市の地域自立支援協議会を傍聴しただけでもとても刺激になり良かったと思う。江澤委員は武蔵野市の委員でもあり、だいぶ違いがあるだろうと思うので、いろいろアドバイスいただければと思う。
-------	---

(3) 児童発達支援センター運営協議会との協議事項の住み分けについて

堀池委員	<p>資料 6 参照。児童発達支援センターきらりで運営協議会を設置している。地域自立支援協議会の中でも発達支援について議論が同内容になってしまうことがあるので、地域自立支援協議会との住み分けということで、この文章の一番下段の 3 番にあるが、地域自立支援協議会との違いという形でくくらせていただいている。</p> <p>きらりの運営協議会では、きらりで実施している事業を中心に議論を行う。地域自立支援協議会では、市全体に関わる発達支援事業について議論を行っていくという住み分けを頭の中に置いていただきたい。</p> <p>2月19日(水)にきらりで運営協議会があった時にも、同様の話をさせていただいているので、地域自立支援協議会でもこのような資料を出させていた。資料の詳細については、お読みいただきたい。あくまでも地域自立支援協議会との議論や協議の場の内容が違うということで、住み分けをした文章にとどめていただきたい。</p>
馬場委員	きらりの運営協議会は公開ですか。傍聴できますか。
堀池委員	傍聴できる。
馬場委員	日程は何を見ればいいのか。
堀池委員	市報、ホームページで確認できる。議事録もホームページで閲覧できる。

(4) その他

一同	特になし。
----	-------

4. 事務連絡

(1) 次回(第21回)の開催について

矢野副会長	次回会議は、3月18日(火)の14:00~16:00。場所は、前原暫定集会施設 A 会議室となる。
-------	---

(2) その他

一同	特になし。
----	-------

以上